

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 一般重要案件(3)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43795

沖繩援助に因りて日米取決め成立

昭三九七 北米領事会議資料

1. 沖縄援助に関する日米間の取決め成立

(1) 沖縄の経済開発と沖縄住民の民生向上のための援助供与についての日米両国政府間の協力体制を確立するための取決めについて、昭和37年秋以来、両国政府間において交渉が進められていたが、このほど交渉が妥結し、4月25日外務省において、大平外務大臣とエマーソン駐日臨時代理大使との間に書簡の交換が行なわれた。

(2) 本取り決めの内容は、日米両国政府が沖縄の経済開発と沖縄住民の福祉、安寧を増進するための援助供与について、引続いて協力するとの基本方針を確認するとともに、援助供与に関する協議機関として協議委員会及び技術委員会の設置を定めたものである。

協議委員会は、日本側からは、外務大臣及び総理府総務長官、米国側からは駐日米国大使により構成され、沖縄に対する援助供与についての協力に関する両国政府の政策を調整することを任務とし、必要に応じて日米いず

れかの一方の政府の要求によつて随時開催される。

技術委員会は、琉球高等弁務官の代表者、総理府総務長官の指名する政府職員及び琉球政府行政主席またはその代表者の3名により構成せられ、援助の実施に関する諸問題を検討処理するもので、同委員会は、日米いずれか一方の政府の要求により随時開催されることとなつている。

(3) わが国は沖縄に対して潜在主権を有し、沖縄の住民は日本国民たる地位を有すること及び沖縄に対する施政権は、将来わが国に返還さるべきものであることにかんがみ、施政権の返還をみるに至るまでの間においても、施政の衝にある米国と緊密に協力して、沖縄の経済開発と民生の向上に対し積極的に努力すべきは当然のことであり、前記両委員会の設置によつて、沖縄援助事業が、計画的に推進せられることが期待される。

2. 米国信託統治地域の請求権処理問題

平和条約第4条(a)項に基づく本件特別取極めに関する日米交渉は、昭和29年以降現在に至るまで継続的に行なわれてきたが、日米双方の基本的な考え方の間には大きな隔りがあり、未だ解決の目途をつけえない状況である。

最近の本件に関する日米間の交渉状況を概説すれば、次のとおりである。

(1) 米側は、昭和37年8月15日付トーキング・ペーパーによつて、次の2点の政治的解決について考慮方要請越した。

(i) 請求権の相互放棄 (mutual waiver もしくは mutual settlement) を行なうこと。

(ii) 信託統治地域の住民に対する道義的責任として、日本側は ex gratia を支払うこと。

米側は、上記トーキング・ペーパーにおいて、

(a) 本問題に対する国際的関心にもかんがみ、その解決を急ぎたいこと。

(b) 相互放棄の方式を提案する理由としては、

仮に記録が残つていても、時日の経過及び事情の変更により、わが方財産の権利関係を確定することはきわめて困難であること。

(c) ex gratia は支払いを要請する理由としては、日本が、委任統治条項に違反して南洋群島に軍事基地を設けた結果、同群島が戦争被害を蒙つたものであること。

をあげている。またこれら米側のトーキング・ペーパーにおいては、さきにわが方が行なつた財産及び請求権に関する情報提供の要請についてはなんらふれていない。

(2) 上記米側提案の(i)は、信託統治地域は連合国地域に類似するものとして、連合国地域に適用せられる平和条約の諸規定(平和条約第14条(a)項第2号、平和条約第14条(b)項及び第19条)から導き出されたものである。これに対しわが方は、旧南洋群島は日本の構成部分としての委任統治地域であつて、連合国地域とみなすことはできないので、上記米

側の引用する平和条約の条項は適用せられるべきではなく、第4条(a)項がこれに優先して適用せられるべきであるとの見解を持している。従つて請求権の処理にあつては、国際法上一般に承認せられている私有財産権尊重の原則に基づいて解決処理を計るべきであるとの建前を堅持している。

- (3) 上記米側提案(1)の(ロ)に関しては、昭和37年6月5日付トーキング・ペーパーにおいて、日本の施政期間中に日本政府の直接行為により住民の蒙つた損害で、日本政府において救済措置を講ずべきであると考えらるものについては検討する用意があることを述べ、その解決を促進するため、まず米側より証拠書類及び関係資料を提示ありたい旨要望した。

なお、一般的戦争損害に関するわが方の基本的立場としては、平和条約により最終的に解決されており、日本政府は第14条、第15条及び第16条に規定されたところを除いては、賠償に関しても、戦争中の不法行為

責任に関しても支払義務を生ずる余地はなく、従つてかかるクレームは第4条の特別取極の対象とはなりえないと考えている。

- (4) 以上の観点から、わが方は昭和37年8月15日付米側提案に対し、上記基本の方針を堅持するため、その対案として、同年11月22日付トーキング・ペーパーをもつて、次の資料の提供方を米側に要請した。
- (イ) 信託統治地域にある日本国民の私有財産及び日本国の固有財産の状況に関する資料
 - (ロ) 信託統治地域住民の日本国に対する私的請求権に関する資料
 - (ハ) 戦争損害に対する住民の補償請求権に関する資料
- (5) 信託統治理事会は、上記信託統治地域の戦争損害補償に関し、本年度も討議を行なうであろうが、討議の経過によつては、米側は同理事会の勧告に基づき、本件解決のための交渉再開を申越すことが予想せられる。